

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(健康福祉局に関する部分)

資料1 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(健康福祉局に関する部分)

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について（健康福 祉局に関する部分）

1 条例改正の背景

刑法の一部改正（令和 4 年法律第 6 7 号）

2 改正する条例

川崎市心身障害者扶養共済条例

3 改正の主な内容

上記 1 に伴い、所要の規定の整備を行うもの

「懲役」、「禁錮」、「懲役又は禁この刑」等 → 「拘禁刑」

4 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者扶養共済条例 (略) (年金の支給停止)</p> <p>第11条 第9条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 所在が不明のとき。 (2) 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を受けているとき。 (3) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市心身障害者扶養共済条例 (略) (年金の支給停止)</p> <p>第11条 第9条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 所在が不明のとき。 (2) 懲役又は禁この刑に処せられ、その刑の執行を受けているとき。 (3) 日本国内に住所を有しないとき。</p>